

令和5年9月25日

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

令和5年9月1日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

上部構造が滑動し、滑動を復元せずとも建築基準法令等に適合する場合にあっては、使用し続けることに問題はないと考えられるが、建築基準法令等に適合しない、即ち違法状態となる場合には使用し続けることは問題となり得る。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

建築基準法では、同法第8条において建築物の所有者、管理者又は占有者は当該建築物を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされているとともに、同法第9条において当該建築物が建築基準法令等に違反した場合には、特定行政庁は当該建築物の使用禁止等の命令をすることができるとされており、実態を踏まえて判断することとなる。